

## 二つの文書館

藤沢・埼玉両文書館の実情

青木虹二〈企画調整局都市科学研究室副主幹〉

## 一 はじめに

横浜開港資料館設立研究委員会では、  
 藤沢市立文書館員の高野修氏と埼玉県立文書館長の吉本富男氏の両氏をまねいて、二つの文書館の現況を話して頂いた。以下にのせるのは、そのときの話の模様とその後の探訪によって知りえたことであるが、今後の横浜にとっていろいろ参考になることが多いと思う。

## 二 藤沢市文書館

藤沢市のような中規模程度の都市で、他都市にさきがけて、文書館がつくられるまでには、それなりの経緯がある。

藤沢市での修史事業は、たまたま昭和四十五年が、藤沢市制三十周年にあたるので、その記念事業として、金子市長時代に計画されたものである。まず、四十年に、市史編さん準備室が情報管理室におかれた。執筆は専門の学者に依頼す

ることになり、委員長児玉幸多、副委員長服部清道氏のほか、杉山博、木村礎、圭室文雄、服部一馬、石塚裕道の諸氏が委員に任命された。四十四年準備室は正式に市史編さん室になり、記念日の四十五年十月一日に『藤沢市史』資料編第一巻が刊行されたが、その後今日まで全八巻のうち六巻の刊行をみている。

編さん室では、本編とやらんで、『藤沢市史資料所在目録稿』の刊行を四十四年からはじめ、五十一年までに一〇冊を発行した。これは、スタイル・内容ともに、神奈川県『神奈川県史資料所在目録稿』にならったものだが、それぞれ三〇〇頁から五〇〇頁におよぶ大冊で、藤沢市内の旧家所蔵古文書の全調査であるところに特色がみられる。

目録のとり方も、たとえば「札之事」という標題の古文書について、ただ題名をのせるだけでなく、一点、一点その内容をくわしく記載してあるので、利用者にとっては大変便利なものとなっている。さらに、同日録稿の五、六、一〇集

には、写真目録をのせているが、これは旧家古文書のうち、重要と思われるものをマイクロ化し、さらに印画紙に拡大したもの目録で、これにより利用者がいちいち旧家を直接たずねなくても、公的な機関で閲覧することが可能になった。

ところで、藤沢市では、市史編さんとならんで、四十三年から『藤沢市議会史』の編さんにとりかかった。事務は市議会事務局の担当で、市史とは別個だが、編さん委員は市史編さん委員のうち現任編をうけもった服部一馬、石塚裕道氏が兼務し、両氏が明治二十二年から昭和二十年までを、さらに戦後については今井清一、都丸泰助、横山桂次三氏の分担とした。この議会史および市史現代編編さんの過程で、明治以後の資料発掘につとめ、市役所で所蔵している明治から昭和戦前までの行政文書については、市史編さん室の手で『藤沢市行政文書目録』二冊が発行された。議会史も市史と同じ四十五年に、まず資料編を刊行し、ついで四十七年に記述編の完成をみた。議会史

の例言によれば、編さんにあたって利用した資料は、「藤沢市役所所蔵の会議録・議決書等の記録、議会報・市報・広報その他の刊行物、各種新聞の関係記事など」のほか、多数の関係者を対象とした「聴取調査」であった。

このように、歴史編さんの過程で、発見、収集された市史資料は、古文書約一六万点、行政文書約四万点に及んでいる。この調査成果はとりあえず文書目録として結実したが、つぎにこれらの歴史資料の保存、公開を将来にわたって考えることが、重要な課題となった。そこで取りあげられたのが、すでに十数年以前山口県や埼玉県で発足していた文書館の設立計画である。

藤沢市で具体的に動きだしたのは、昭和四十七年葉山市政誕生のときである。同年藤沢市で「実施計画策定」の際、市史編さん室では、室の事業計画として、市史編さん事業のほか、あらたに文化資料館（文書館）建設プランを提出した。その結果、『人間のまちをめざして』と

題された同市の四十八年の刊行物には、

文書館は市民教養の一環として位置づけられているが、事業名は「郷土史資料基礎調査」とまだ内輪の表現で、その内容は、「埋れた文化、学術資料、行政資料、古文書等の保存、公開機能および教育センター機能をそなえた複合施設を建設するための基礎調査を実施する」となっている。ついで翌四十八年九月、藤沢市文書館建設調査委員会(委員長、児玉幸多)が「藤沢市文書館建設についての報告書」をまとめ、これを市長に手渡したが、この結果、四九―五一年度の藤沢市『三カ年実施計画』では、事業名は「文書館の設置」となり、その内容も「本市の歴史及び行政に関する文書資料を収集、整理保存し、その公開をはかる」と、複合施設の考えを廃することで、前年度とくらべるとずっと明確な規定となっている。

教育センター機能をはずしたのは、「報告書」のなかで、留意すべき点としてふれたように、他府県の文書館が建設時における起債、補助の獲得を目的として、文書館を教育施設として扱い、複合施設として教育委員会に所属させた結果、とくに行政文書の収集が完全に行われえない欠陥を生じたものをふまえたものである。また博物館・民俗館と複合して併置させなかったのは、前者は遺物・骨董的資料の保存・展示を主体とするのに対

し、後者では展示的性格はきわめて稀薄であり、文書館は古文書・行政文書をふくむ生きた行政機関としての役割を主とするものだからであると明言している。

「報告書」の第四章は「文書館の構想」となっているが、その後の経過は、この考え方に沿って、実現をみたので、この構想を紹介しながら、経緯を付記することにしよう。

まず、機能及び事業と運営の項だが、つぎのようである。

#### ①―収集・整理・保存

⑦住民の生活を中心として、あらゆる分野の史資料や文献記録等を収集し、さらに本市の歴史に関連のある産業関係資料、自然関係資料、地域開発関係資料、最近特に問題になりつつある公害関係資料等の都市問題資料も収集し、社会の進展に応じて生み出される膨大な種類の文書を体系的、集中的に整理・保存し、これを供覧するものとする。

⑧収集は十分な考証の上、現地保存を原則とし、所蔵者の意向によってはその史資料の寄託・寄贈等により実物を収集し、次の世代に引き継ぎ、その史資料の活用をはかる。

⑨とりわけ将来貴重な史料となる行政年次別累積資料についても、十分整

理・分類を行い、これを保存する。

藤沢市の行政文書は、旧藤沢町役場のほか、その後合併した川口村、明治村、六会村役場の文書をあわせ、県下の都市のなかでは比較的保存には気をつけてきたほうなのだが、それでも昭和三十年に多数の資料が廃棄されたり、また三十七年には図書館で保管していた資料が大量に廃棄されるなどがあった。そうした行政資料の散逸をふせぐために、文書館設立以後、保存年度完結後の行政文書をえりわけてのこすこととなり、現在、文書館では、永年保存文書五、八三四冊、十年保存文書八、四八九冊、五年保存文書九、六二七冊を保管している。なお書庫は歴史資料と行政資料の二つにわかれているが、いずれも管理は文書館が担当している。

#### ②―調査研究

⑦市民の歴史的理解を深め、確実な史料を後世に伝存するために、文書館員は綿密な調査活動と正確な史料考証を行う。

⑧特に調査では、現地保存されている史資料や、類似の資料館資料等についても充分把握する。

藤沢市文書館の所属は企画調整局広報文化部だが、職員数は七人(他に非常勤嘱託一人)である。『藤沢市史』の編さ

ん、刊行も文書館の仕事であり、本編・資料編のほか、これまで『藤沢市史研究』(八号まで発行)と『藤沢市文書館紀要』(三号まで発行)の刊行をみている。紀要第二号にのせられた文書館日誌をみると、これは昭和五十年の記録だが、調査研究活動としては、市史編さんのほか、外部講師をよんで八回の市史研究会を開催し、随時市内(この年はとくに渋谷・長後・御所見その他小学校の資料調査が多いが)へ資料調査に出かけているなど活発な活動状況がみられる。

#### ③―展示・閲覧・普及業務(略)

出版物としては『ふじさわの歴史シリーズ』二冊がある。また五十年には『広報ふじさわ』に「藤沢の歴史散歩」を連載した。

#### ④―史料の刊行

文書館に所蔵する資料で、特に重要な資料は逐次刊行し、その理解に供する。

これまで『藤沢市史料集』を三冊刊行した。その一は「相模国郷帳」、その二は「わがすむ里」、その三は「片瀬村御用留」である。

#### ⑤―組織及び機構

⑦文書館は市長部局に属するものとす

る。

④職員は文書館に必要な専門的職員（文化資料係の職員を中心としてこれを増強する）及び一般事務職員とする。  
⑤組織機構としては、管理部門と資料部門の二部門を置く。

図書館のように教育委員会に所属してないことが特色になっている。これは行政資料の蒐集に有効な措置といえよう。

つづいて規模については、二千平方メートルが必要だとしている。これはとりあえず既存の施設（旧登記所）を転用したため（鉄筋の書庫は新設したが）三三四平方メートルに止まっているが、拡幅は今後の課題とした。もっとも場所は、市役所から歩いて五分のところである。行政文書については、市役所から遠距離になると、各課で文書を出したがらなくおそれがあるので、近ければ近いほどよいと思う。

以上が、昭和四十九年七月に誕生した藤沢市文書館の概要だが、以下は執筆者の感想である。

前々から、資料目録の刊行速度からして、藤沢市の活動が大変なエネルギーを發揮していることは承知していたが、文書館になっても、相変わらずハイペースの状態が変っていないのには驚かされた。しかし、職員数の規模からして、とうて

いこのペースがつづくものとは思えない。中規模都市の文書館としては、人員の拡大はなかなかむつかしいものと思われるので、仕事の方を整理することが望ましい。市史編さん事務を抱えこんでいることは、事業が進行中であって、あとそれほどの事務量がなかったという事情があるにせよ、本来は別個の組織にすべきだったように思う。なぜなら、文書館の最大の任務は文書の収集・整理・保存にあるわけで、しかも、これはひとりの職員が年間どれだけこなせるかは、数字できちんと予測できるものである。これに対して、編さん事務は年間に何冊を刊行するという大わくがあるだけで、集中時期にはかかりつきりにならざるをえないので、日常業務があとまわしにされるおそれがある。

それから前からのいきがかりで、四十七年二月から市民に公開している市民資料室を文書館で所管しているが、場所も別個のところなので、どうしても人手を取られる。本来こうした市民向けのサービス機関は、しかるべき部局の所管に移すべきで、かかえこむことは文書館としての犠牲が大きすぎるように思う。

文書課との役割分担の面でも問題がある。条例と運営規則をみるかぎりでは、こうした余分な（と思われる）業務は別についているわけでない。たまたま資料

室の近くに倉庫があるので、文書管理を文書館員が扱っているのだと思うが、それはそれとして（事務量はそうないの）で、現在使用している行政文書をどう文書館へ引きつぐかは大問題である。私見では、行政上必要で捨てられないものは文書課で保管しておいて、文書館へ移すべきでないと思う。大体、現在日々生産されている文書は九割方歴史史料としては無価値なのだが、証拠物件としては三〇年なら三〇年の間いつ必要になるかわからない。それ故、文書課と文書館の役割分担をよほど明確にしておかないと文書館は全部をとりこまざるをえなくなる。これは藤沢だけでなく、全国の文書館どこでも解決していない問題であるが、慎重に対処しないと、書庫のスペースがいくらあっても足りないことになる。個人文庫の寄託についても、なぜ図書館でなかったかは、文書館への信頼関係によるものと思われるが、将来はささやかであっても記念館として別に施設をつくって分離すべき性質のものと思う。

### 三 埼玉県立文書館

埼玉の文書館は、昭和四十四年四月に発足している。これは、全国で三番目の早さだ。文書館の位置は、浦和駅から歩いて七、八分のところで、文化センター

に隣接し、県立図書館の左側にたてられた。当初は図書館に所属していたが、五十年四月に独立組織になった。  
独立したいきさつは、『埼玉県立文書館概要』によれば、つぎのとおりである。

「しかしながら、文書館が図書館の一機構として位置づけられることは、両者の機能、性格が本質的に異なる関係上、實際運営に当って種々の問題を生じ、県民の間から両館がそれぞれの機能を充分發揮するために、文書館は図書館から分離独立するよう要望する声が起こって来た。これらの意見を代表して、埼玉県地方史研究会は四十八年八月、文書館の独立と拡充についても知事及び県議会に対して陳情請願を行い、十月四日県議会で採択された。しかし、経済情勢の変動に伴う県財政の硬直化により、四十八年度中には独立を実現するに至らなかった。その後関係者の熱意により五十年三月十日、県議会で県立文書館条例の可決をみ、同月十二日公布された」。

文書館条例の第二条によれば、文書館の行う業務は、

- ① 文書の利用に関すること
- ② 文書の収集、整理及び保存に関すること
- ③ 文書の調査及び研究に関すること
- ④ 文書の編さん及び刊行に関すること

⑤ 文書についての専門的な知識のけいもう普及に関すること

⑥ その他文書館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること

と定められているので、これまでに積み上げられたそれぞれの成果についてふれておこう。

私が、横浜市史の仕事で、生糸関係の史料をしらべるために、埼玉県庁を訪れたのは、昭和三十一年の頃だから、もう二十年も前のはなしになる。当時は、明治以後の行政文書は、県庁地下の書庫に保存されており、三名ほどの文書課職員が整理にあたっていた。その頃感覚では、まったくの緑の下の力もちといった仕事で、よほどの使命感がないとやりとおせないものと思ったが、職員のみならず、とくに係長の方が黙々とたえず流入してくる文書の整理に当たっていたのには感服のほかなかった。そうしたながい間の地味な積みかさねがあっただけで、文書館による保存、公開ということが目のみをするのだと思う。

そのころ、板目表紙の仮装幀で保存されていた行政文書は、その後文書館ができて、まもなくの頃訪れたときには、すべてクロス装幀の本製本にかわっていた。館員の森田雄一氏にたずねると、たまたま栗原知事を書庫に案内した際、行政文書の保存状態を目にとめて、きちんと

と製木をしておいた方がよいとの指示があったそうだ。その結果、四十五年度に一千万円予算がついて、一万二千冊の製本を完了し、全国的にも例をみない行政文書の完全保存が可能になったのこだった。

ところで、独立してからの文書館の組織は、館長・副館長の下に、庶務課・古文書課・行政文書課の三課がある。古文書の収集方法は寄託・寄贈・購入の三つの方法があるが、同館で収蔵している古文書は五十一年度現在で一九五、二四二点に達している。ちなみに五十一年の一年間では二、九〇三点の増をみているから現在では二〇万点を上まわっているものと思われる。そのうち八割は寄託文書である。

収集された古文書は、ダンボール箱にいれ、家名と旧村名を記入したラベルをはって、書庫に配架してある。ついで文書一点ごとの目録カードを作製し、村番号、家名、文書番号の順に記入した三段ラベルを貼付する。収蔵した古文書のうち、一万点以上のものには、会田家文書、野中家文書、埼玉銀行史編纂資料、五千点以上のものに、西角井家文書、森田家文書、根岸家文書などがある。

現物の古文書のほかに、マイクロフィルムも九〇〇リールを架蔵しているが、そのなかには、東大法制史資料室や慶応

大学旧野村兼太郎研究室所蔵古文書のうち埼玉関係文書が九九リール、群馬県庁所蔵の秩父事件関係書類九リール、『秩父事件史料』第四巻で活字化）などがあり、ごく最近では、前橋市立図書館所蔵の松平藩記録のうち川越の分をマイクロ化したとのことだ。

このように、埼玉県立文書館では、マイクロフィルムを併用することで、埼玉関係史料のメッカとしての位置づけをもつものであるが、同時に目録、史料集の刊行も活発にすすめており、五十二年現在で「近世史料所在調査報告」と銘うった一三点の文書目録と『埼玉の中世文書』、『中山道熊谷駅古今趣旨書留』など八冊の史料集、『埼玉県地方金融史目録』などが世に送られている。

収蔵のいまひとつの柱である行政文書の方は、明治のはじめから現在までの県庁文書を収蔵しているが、冊数は二二、四三三簿冊、点数にして九〇万点に及んでいる。収蔵のシステムは、第一種永久保存文書は、まず十年間は文書課で保管し、十年を経過したものは自動的に文書館へうつる。第二種以下の十年、五年、三年保存文書は、廃棄の時期に文書課から文書館へ目録が交付され、文書館ではそれをチェックして、将来にわたって歴史的に価値ある資料とみとめたものを引きとることになっている。

もっとも行政文書は学術研究に役立つものだけにしぼるわけにいかず、行政上必要と思われるものものこしている。一例をあげれば、図面とか台帳など保管場所を大分くうのだが、廃棄しないで全部引きとっているとのことだ。

また、行政文書は公開を原則としている。非公開なのは、二十年を経過しない一般文書、五十年を経過しない人事文書、人権侵害のおそれのある文書である。総合簿冊のなかに非公開文書が入っている場合、その部分だけとりだして製本し直すなど、きめのこまかい配慮をしている。

行政文書目録は、昭和四十四年度以降一年に一冊ずつ刊行され、総目録の第一集と文書件名目録の産業編、県治編（一―三）、社寺編、学務編一が発行済みである。また五十一年度には、近代史料集の第一集として『埼玉県史提要・県治提要・内訪納議』が出ている。これらの目録類は県内の行政機関、学校、図書館のほか、全国の主要大学、図書館に送られているので、利用者は直接足を運ばなくても、書面による調査依頼が可能である。ちなみに複写サービスは五十一年一年間で九四、五〇〇枚に達し、前年の一・四七倍という伸び率を示している。

つぎに調査・研究であるが、現在文書館には歴史資料保存利用機連絡協議会

と埼玉県市町村史編さん連絡協議会の二つの事務局がおかれている。前者は五十一年一月、京都府立総合資料館で、「行政文書の収集と保存について」をテーマとした研究会を開催し、後者は総会のほか、講演会・実務研修会などを主催している。ちなみに、あたらしい『埼玉県史』の編さんがすすめられているが、編さん事務自体は県庁内の別の組織が担当しており、文書館では館長以下館員が専門委員というかたちで参加していることだ。

さらに文書館は、四十八年から四十九年間、県下古文書の緊急調査を実施したが、ついで五十一年には県総務部地方課とともに県内の市町村行政文書の保存状況調査を行った。調査の対象とした行政文書の範囲は、明治五年（戸長役場のはじめ）から昭和二十二年（地方自治法施行）までであるが、これによって明らかになった文書数は、明治期一一、二二八冊、大正期四、六六三冊、昭和期一五、〇八五冊未区分三、六七九冊、合計三四、六五三冊という膨大な数になっている。現時点で市史編さんをすすめている浦和市では、すでに五十一年三月に自己所蔵文書のほか、県立文書館、国会図書館所蔵埼玉新報、それに個人の文書を資料として、明治期の編年綱目をまとめた『明治史料総

目録』を刊行しているが、この県内市町村の状況調査が点数だけに終らず、内容にまで立ち入ったものになると、今後の県史編さんに不可欠の基礎資料になるものと思われる。

つぎに文書館の啓蒙・普及活動だが、文書館は一階の入口をはいるとすぐロビーになっている（そう広くはないが）、そこで三カ月位の間隔で常設展をしている（五十一年度は、明治期教科書展、見沼代用水文書展、修験文書展、藤井家コレクション展）が、ここでは場所が狭いので、場所を他に求めて、年一回程度の特別展を開催している（埼玉の古文書展、埼玉の社寺絵図展その他）。

類似施設との機能比較では、図書館は図書の間覧に供するところ、博物館は展示を中心とするところなのに対し、文書館は双方をミックスしたものと考えている。埼玉県の文化施設としては、大宮に人文系の博物館（職員四十余名）のほか、自然系の博物館も近くできるし、このほかにも考古学・民俗学の博物館、畠山重忠館趾の歴史資料館、民俗芸能と伝統産業をメインテーマとした民俗文化財センター、ギャラリー中心の美術館などが県内の各地に設立される。そのような文化施設のなかで、文書館は直接一般大衆を対象とするものでないが、一日平均の関

覧者数が一五名前後（他館に比較すれば多い方であるが）では、なにかと問題にされかねないので、前記の展示会のほか、講習会・講演会などを定期的にひらいて、文書館を県民が有効に利用できるような積極的な働きかけをしている。もちろん文書館がなかったら、埼玉県史の編さんは第一歩の史料調査からはじめなければならぬし、県下市町村史の編さんにしても同じことである。今後、県下の業界史や学校史などを記念事業として計画するさい、文書館の所蔵史料は絶大な役割をはたすことになろう。

さいごに、私見として、問題点を二、三あげておきたい。

第一は、規模の問題である。延面積一、三二二㎡、うち書庫部分八〇〇㎡の建物は、できた時分ではずいぶん大きく感じられたものだが、いまとなると文書収蔵の宿命（ふえる一方でへることはなし）で、すでに収蔵能力をこえている。それから啓蒙・普及活動のための展示場・集会室・ホールがないので、どうしても保存管理機関という色彩がよくなる。これでは発展がのぞめないで、文書館では、以上の二点を解消できる四千㎡の広さの新館設立を計画済みであるが、今年度は土地の手当がつかない（行政文書の関係で県庁からあまりはなれられない場所と

いう限定があるため）ため見送られたことであるが、今後に期待したい。

第二は、人の問題である。埼玉県の文化施設はさいきんずいぶん分ふえたが、いずれも研究機関としては位置づけられていない。したがって職員には研究職給与表の適用はない。研究機関だと個人研究が中心になるので、業務とのかねあいがむつかしいのでふみきれないのだそうだが、専門職員を育てていくためには、このままではすまないであろう。後継者の問題もある。ほぼ十歳おき位に、つぎの世代を配置しておくことがのぞましいが、管理職をふくめて総員十名では、なかなか大変だと思ふ。県下の教師（歴史専攻者）との交流をはかるなど、ユニークな手をうっている同館だけに、とっくに考えておられることと思うが、ひとことふれておきたい。

第三は刊本資料のことである。はじめ図書館付属ということで、郷土資料室と競合をさけるためか、文書目録や市町村史のほかは印刷された資料はほとんど所有していないが、独立したことであるし、将来を考えると、歴史的な資料として使えるものは収蔵していくべきでないだろうか。県史の史料センターとしてのいっそう活発な活動を期待したいと思ふ。